時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千五百四十六號　土曜日
明治廿六年一月七日
舊暦壬辰十一月二十日(甲、辰)
日出午前六時五十三分　日入午後四時四十二分
月出午後九時九分　月入午前十時三十四分
滿潮午前八時五十五分　午後八時五十四分
(西暦一千八百九十三年)

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

新聞紙條例と新聞紙

現行の新聞紙條例は甚だ嚴に過ぎて立憲政治に必要なる言論の自由を妨害するの恐少なからざれば之に之を改正して以て時勢に伴ふを得せしむ可しとは都鄙の新聞事業者は申すに及ばず苟も言論の自由を重んずる者の異口同音に主張する所にして既に議會に於ても同條例改正案の議場に上りたるは毎度のことなれども折惡しく種々の事情に妨げられて未だ兩院を通過するの運に至らざりし處今回の議會に又々其法案の提出あり衆議院の方は既に大多數を以て通過したれば貴族院にても無下に之を否決して衆院の勢を水泡に歸するが如きことはなかる可しと云へり我輩は固より此度の新法案を以て完全無欠と認る者には非ざれども之を以て現行條例の苛酷千萬なるに比すれば遙に優れる所ありと信ずるが故に何は扨置き只管該案の貴院を通過して法律となることを希望せざるを得ず扨現行の新聞紙條例にして一旦世人の望む通りに改正さるゝとともならば我輩は又一方の新聞紙に向て大に望む所なきを得ず元來國に法律を設るは之を犯す罪人あるを恐ればなり若しも法を犯す者なきときは之を罰する法律も亦必要なかる可し左れば今日民間の論者が現行の條例を苛酷なりと稱して其改正を主張するに就ては先づ自から省みて言論を愼み政府をして現條例の不用なるを悟らしむるの[illegible]自由の[illegible]から[illegible]にしながら漫に法律の究[illegible]は自由に非ずして[illegible]を以てするは[illegible]を御するに[illegible]に異ならず[illegible]なりと云はざるも[illegible]可し之を要するに新聞紙が好んで[illegible]を[illegible]する[illegible]政府をして益々法を嚴にす[illegible]から好んで[illegible]に[illegible]る[illegible]

に不幸にも今日世間普通の新聞紙は兎角自重の心に乏しくして動もすれば粗暴野鄙に流れ立論上に必要もなき醜文字を併列して殊更に紙面を汚し以て一時の快を貪るの傾あるのみ遺憾なれ殊に近來政治社會の賑しき折柄大概皆政熱に感染して或は民黨となり或は官黨となり互に相敵視して罵詈惡口を極る其爭の下品なるは恰も車夫人足の喧嘩するものに異ならず政論の熱度愈よ上騰するに從て新聞記者の品格愈よ下落するものと云ふ可し社會の問題に付て意見を異にする者が新聞紙上に議論を鬪はすは固より怪むに足らず又咎む可きにも非ざれども其爭ふに當り正々堂々の議論を以て爭はずして下鄙社會喧嘩の句調を學び甚だしきに至ては卑劣なる人身攻撃の記事を公にするが如き其事實の如何に論なく唯徒に新聞紙なるものゝ品格信用を損するに足る可きのみ又彼の小新聞と稱するものゝ一種に至ては我輩は同業として伍を爲すを耻る者なり此種の新聞紙は往々世人の隱事秘密を詮索し成る丈け卑猥の醜聞を集めて之を公にするを以て本務とするものゝ如く其記事の一半は見るに忍びざる鄙陋の文字より成立の常にして遠慮なく酷評すれば各社互に醜を競ふと云ふも不可なきが如し或は小新聞の記事の斯くまでに下品なるは依て以て世間多數の人の好嗜に投じ其發賣紙數を多くせんとするの利心に外ならずと言ふ者あれども我輩の所見を以てすれば遽に然りと答ふるを得ず小新聞の記事醜なりと雖も其記者は必ずしも醜なるに非ず其人物亦小なるに非ず胸中自から經綸の志を抱き唯凡俗を導くには其好む所に從て徐々に方向を改めしむるに若かずとて恰も小兒に苦藥を服せしむるに砂糖を和するの法に倣ひ扨こそ醜記事をも憚らずして凡俗の歡心に投せんとするのみならん我輩の飽くまでも恕する所なれども筆勢の走る所留めて留む可らず調劑中砂糖のみ多くして遂に藥効を見ざるに至りしこそ遺憾なれば此處は只管記者の反省を求るのみ新聞紙法案の可否は今正に半空に在り幸に貴院を通過するにも至らば同時に新聞紙の品格を高尚にして上々際限なく遂に我新聞紙條例をして徒法に屬せしめんと我輩の冀望する所なり

官報

○勅令

朕清國及朝鮮國在留日本帝國臣民印紙賣捌規程ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十六年一月四日

外務大臣陸奥宗光
大藏大臣渡邊國武

勅令第一號

清國及朝鮮國在留日本帝國臣民印紙賣捌規程

第一條　清國及朝鮮國在留日本帝國臣民ニシテ訴訟用印紙及ビ登記印紙ヲ賣捌カントスル者ハ其地ノ日本帝國領事館ニ願出許可ヲ受クヘシ

第二條　前條ノ許可ヲ受ケタル印紙賣捌人ハ便宜各府縣印紙賣捌元賣捌人ヨリ印紙ヲ買受ケ領事館ノ許可シタル區域内ニ於テ之ヲ使用者ニ賣渡スモノトス

第三條　印紙賣捌人ニハ本令ニ規定スルモノヲ除クノ外明治二十三年十一月勅令第二百七十一號印紙賣下竝賣捌規則ヲ適用ス

○閣令第一號

明治二十五年十一月閣令第六號中但書ノ次ヘ左ノ一項ヲ加フ

地方ノ狀況又ハ廳務ノ性質上止ムヲ得サルモノニ限リ主務大臣ハ閣議ヲ經テ右時間ノ繰替ヲ爲スコトヲ得

明治二十六年一月六日

內閣總理大臣臨時代理
內務大臣伯爵井上馨

閣令第一號參照

閣令第六號(明治二十五年十一月二十二日)

各官廳執務時間自今左ノ通改正ス

四月二十日ヨリ七月十日迄　午前八時ヨリ午後四時ニ至ル
七月十一日ヨリ九月十日迄　午前八時ヨリ午十二時ニ至ル
九月十一日ヨリ四月十九日迄　午前九時ヨリ午後五時ニ至ル
但土曜日日曜日ハ從前ノ通

事務繁劇ノ場合ニ於テハ上官ノ指揮ニ依リ晝夜ニ拘ハラス執務スヘシ

雜報

○**立憲國王の模範** と仰ぐ可き君は世に多かる可しと雖も英國女皇ヴィクトーリア陛下が其中の一人なりと云ふに至ては誰さへ否と云ふ者は非ざる可し陛下は黨派政治の事など左る賤しき俗務に御身を汚し給はず超然として俗界の上に立たせ給へる御姿は宛然雪白の蓮の如く清香馥郁たる御愛敬は社會の全面全部に推及ぼして或は學者を慰め或は美術家を悦ばし又は鰥寡孤獨、赤貧の究民をして感涙に咽ばしむ必竟英國の臣民をして是れぞ誠に君民同治の明君かな我々臣民の國母かなと愛慕置く能はざらしむる所以のものも之を煎詰むれば一に陛下の御德義と御愛敬とに歸着するみとなりぞ或る英國々會議員の筆に成りたりと云ふ一編の記事(十一月二十六日發)は能く陛下が政治家共への御愛敬と陛下及び皇太子殿下が黨派政治に對しての公德とを表し又グラッドストーン氏及びソールズベリー卿の思慮深きを明にするものあれば爰に之を意譯するみとゝは爲しぬ余が此記事を書きつゝある時にグラッドストーン氏は將にウインヅソル　カッスル王宮への參內を終らんとし居れり女皇は何時もながら參內の政治家の多かるぞが中にて最も確實の烈しき者にさへ平同一切の愛敬を與へて更に之を外らし給はず生れて始めて國政の要部に入りし新參の內閣員の中には既にウインヅソル　カッスルへ特別の御召に預かりし者もあり女皇陛下は今に尙ほソールズベリー卿の方を好み給へども朝廷に於てグラッドストーン氏への御待遇は外見だけにても卿と一樣なり蓋し女皇は黨派政治に手を出すが如き愚を働き給はず眼中御氣に入りなければなり勿論女皇が私の御意見には愛憎好惡もあるみとならんが是れは陛下が居宅の門を出でたるみとなしソールズベリー卿とグラッドストーン氏は其物語る所面白きみと國中第一にして如何なる問題にもあれ聞て益す可き所多しと雖も女皇の前にては何等の事たりとも自ら云出すみとを得ず先づ女皇の御下問を待つ次第なり左れば誰さへ鼻うごめかして得意の議論を自ら陳べ立つるみとは叶はず是を以て女皇の前にては嫉み根性の起きんとするとも起るみと能はず實に一天萬乘の君の功德は國の爲め王室の爲め量り知れざるもののあるなり多くの政治家の中には隨分、現今の制度を破碎せんとするものも少からず彼等が政界に乘出して第一に目指す所は王政なり然れども如何せん彼等は頭に戴く可き責任の心ある首領を發見せざるなりグラッドストーン氏は深く女皇を尊敬し其他の皇族に對しても一般に敬意を表せりウエールス皇太子殿下も母君と同じく何れの黨派にも傾き給はず左れば殿下の前にて

グラッドストーン氏又は
は愚の至りなり勿論殿下
在り既に殿下は適當の制
る可しと仰せられたるや
ども皇太子が意中を明ら
の事に關しては皇太子が
然る可しと許を與へ給ひ
下が世才に長けて判斷も
進を導く有名の人達何れ
府の職外に在る時はグラ
の快說に耽るみとなきに
ては決して革命を煽動す
の何れの派も殘る隈なく
り然れども若しも極端の
時は氏のツイゾ之を輔け
ン氏は政府の權力を得る
成り氏が幕下にて最も
が不思議の力に由て不思
新內務大臣アスクヰス氏
生と聞えたる人物にて
伺候せしみとも二回あり
咽を鳴らして頻に機嫌を
しも王坐に暴君の坐る
の紳士達は忽ち共類だけ
押取刀で出で立つみと
體を切りて血を出さん
は一人もなし但し下を見
試に見る可し政府の變化
るや誠に僅々たるに非ず
を廢するは扨置き既に
を與へたり埃及よりは引
兎角の云前もて之を手放
は何ぞや即ち我輩の今
々變ずれは愈々等しとは
が在朝の勢と榮とみそけ
是は終に變ぜず勿論、目
れども斯の如きは古今何
ラッドストーン氏思へら
く可しと斯れば今日は此
の未だ開かぬ中は老偉人
には尙は三箇月の猶豫あ
事の起る可きやそは未だ

○**故嶋本仲道氏の**

逝したる嶋本仲道翁の生
と云ふを聞くに左の如し
土佐勤王說の勃興、志士
勃興し志士の奮起したる
彌太郎、嶋村衛吉、池田
に江戸遊學中、長藩久坂
有志と相往來して天下の
て高知に歸り專ら同志と
來固執せる佐幕論を打破
鵜津久光兩卿に從て入京
たる上竝に始めて大義名
せしむるに至りしものな
江戸に遊學して安井息軒
出會し互に形勢を論じ